

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年7月10日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400009号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400014号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月15日
② 平成23年12月15日

請求期間①及び②において、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間①及び②の賞与貸金台帳、賞与明細書、平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から10万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時

効により消滅した後に提出（令和5年12月15日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400063号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400003号

第1 結論

昭和38年7月から昭和51年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年7月から昭和51年1月まで

前回及び前々回、請求期間については、婦人会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい旨訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年3月30日及び平成30年8月30日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料をA市(現在は、B市)C地区の婦人会(以下「婦人会」という。)に納付したことは間違いなく、免除期間とされていることに納得できない。今回、新たな資料として、何年前かにB市の市議会議員に相談した際に書いてもらった書類を提出するので、再度調査を行い、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者については、①請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同名簿は昭和54年4月5日に作成されたことが確認できる上、請求期間は国民年金保険料の法定免除期間として記録されていることが確認できる。請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、請求期間は、同年9月頃まで国民年金保険料の未納期間と記録され、その後、国民年金保険料の法定免除期間に訂正されていることが確認でき、請求期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらないこと、②請求者に係るD町(現在は、E町)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、同名簿の昭和36年7月から昭和40年12月までの欄に「時効」と押印されていることが確認できることから、同町において、

請求期間のうち昭和 38 年 7 月から昭和 40 年 12 月までの国民年金保険料は未納として取り扱われていたと考えられ、同町でも当該期間の国民年金保険料が納付された形跡は確認できないこと、③請求者は、請求期間について、請求者及びその夫の国民年金保険料を合わせて納付したと主張しているが、請求者の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者の夫に係る請求期間の国民年金保険料は、未納又は申請免除とされており、請求者の主張と異なること、④請求期間は 151 か月に及び、これだけの長期間にわたって行政が処理を続けて誤るとは考え難いこと、⑤ B 市の回答からは、請求期間における婦人会による国民年金保険料の集金の実態を確認することができないこと、⑥請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が平成 28 年 3 月 30 日付けで通知されている。

また、①から⑥及び⑦ A 市 C 地区において国民年金保険料の納付記録が確認できる 15 人に対して照会したところ、複数の者の回答から、婦人会が国民年金保険料を集金していたことは推認できるものの、国民年金保険料の集金を担当したことがあったとする複数の者は、いずれも婦人会が国民年金保険料を集金するようになったのは昭和 51 年頃からであった旨回答しており、請求期間に係る国民年金保険料を請求者が婦人会で納付していたことがうかがえる回答は得られなかったことなどから、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が平成 30 年 8 月 30 日付けで通知されている。

今回、請求者は、何年か前に B 市の市議会議員に相談した際に記載してもらったとする書類を提出し、請求期間の国民年金保険料は、婦人会の集金人に納付していた旨主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から提出された B 市議会議員に書いてもらったとする書類には、請求期間に係る国民年金保険料を請求者が婦人会で納付していたことがうかがえる内容は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。